

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きに係る揭示文兼説明書

【電子契約対象案件】

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部の「令和8年度双葉町大字長塚・中野における事業化検討等業務」に係る技術提案書の特定については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 手続開始の揭示日

令和8年4月1日（水）

2 発注者

福島県いわき市平並木の杜2番地 63 PLAZA 2階
独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部
総務企画部長 江坂 泰幸

3 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度双葉町大字長塚・中野における事業化検討等業務

(2) 業務の目的

本業務は、福島県双葉町大字長塚・中野に位置する地区において、上位計画等における位置づけの整理を行い、土地利用計画や事業スキーム等の検討を行い、基本構想案を作成することを目的とする。

(3) 業務内容

対象地区において、新規産業団地整備および住宅地整備の事業化に向けて、次に掲げる業務を行う。

なお、詳細は別紙1「仕様書」および別紙2「対象地区位置図」のとおり。ただし、別紙2の交付については、「8 参加表明書類の様式および別紙2の交付期間、場所及び方法」による。

①上位計画等における位置づけの整理

②現況の整理

③用途別の前提条件整理

- ・産業団地における想定業種・需要の検討
- ・住宅用地における想定入居者・需要の検討

④土地利用計画および導入機能の検討

- ・事業区域の検討
- ・ゾーニング案、土地利用計画案、導入施設案の検討

- ⑤財源、事業スキーム等の検討
 - ⑥基本構想案の作成
 - ・基本理念案、コンセプト案、基本構想案の作成
 - ⑦基盤整備の検討
 - ・基盤整備方針案の検討、基盤整備に係る課題の整理
 - ⑧概算事業費の算出
 - ・造成工事における予算整理のための概算事業費の算出
 - ⑨事業化に係る課題の整理
- (4) 履行期間
- 以下のとおり予定している。
- 令和8年6月中旬から令和9年3月15日(月)まで
- (5) 履行場所
- 福島県双葉郡双葉町他
- (6) その他
- ①本業務の参考業務規模は、27,000,000円(税込)とする。
 - ②受注者は、次の各号に掲げるものを再委託することはできない。
 - ・総合的企画
 - ・業務の履行管理
 - ・検討手法の決定、及び技術的判断

4 参加資格要件(選定されるために必要な資格)

本業務への参加は、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

(1) 参加表明者

- ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- ② 当機構東日本地区(対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、石川の各県及び北海道)における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格において、業種区分が「調査」の認定を受けていること。
なお、一般競争参加資格の認定を受けていない者も、9(1)④に従い申請書及び資料を提出することができる
- ③ 参加表明書の提出期限から見積合せの時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象とする指名停止を受けていない者であること。
- ④ 参加表明書の提出期限から見積合せの時までの期間に、双葉町から指名停止を受けていない者であること。

- ⑤ 平成 28 年度以降（平成 28 年 4 月 1 日から見積書の提出日まで）において完了した業務のうち、下記に示す「業務 A」または「業務 B」の実績を 1 件以上有する者であること。
- ・業務 A：当機構東日本地区において、公的機関（国、地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社又は独立行政法人都市再生機構）より受注した、産業団地（工業団地、業務団地、産業立地等）の「事業化検討」業務
 - ・業務 B：当機構東日本地区において、公的機関（国、地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社又は独立行政法人都市再生機構）より受注した、産業団地（工業団地、業務団地、産業立地等）の「基本構想検討」業務
- ⑥ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構 HP→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規定→標準契約書等について→別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
- ⑦ 配置予定主任技術者は、以下に示す要件を全て満たしている者であること。
- イ 平成 28 年度以降（平成 28 年 4 月 1 日から参加表明書提出期限日まで）において受注し、業務完了（再委託による業務の実績は含まない。）した上記⑤に記載する業務 A もしくは業務 B のどちらかで主任技術者としての実績を有すること。
 - ロ 下記の資格を有し、登録を行っている者であること。
 - ・技術士建設部門（都市及び地方計画）又は RCCM（都市計画及び地方計画）
 - ハ 参加表明書の提出期限日から、参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、参加表明書の提出日に 3 カ月以上の雇用関係があることをいう。なお、前述の雇用関係が無いことが判明した場合、「虚偽の記載」として取扱う。また、「雇用関係」が確認できる資料を添付すること。

5 技術提案書の提出者を選定するための基準

選定に係る評価基準は、以下の「6 技術提案書の提出者を選定するための評価基準」のとおりとし、評価点の合計が高いものから原則 3 者を選定する。ただし、同点により 3 者以上となった場合は、当該者すべてを選定するものとする。

6 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

技術提案書の提出者を選定するための評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
参加表明者の経験及び能力	経験・実績	(別記様式2) 平成28年度以降において完了した4(1)⑤に示す「業務A」または「業務B」(再委託による実績は含まない)の実績を下記のとおり評価する。 ① 「業務A」及び「業務B」の実績がそれぞれ1件以上ある。 ② 「業務A」の実績が1件以上ある。	① 5点 ② 2点
	地域精通度	(別記様式2) 平成28年度以降において完了した4(1)⑤に示す「業務A」または「業務B」(再委託による実績は含まない)の実績を下記のとおり評価する。 ① 福島県浜通り※1における「業務A」または「業務B」の実績が1件以上ある。 ② 宮城県、山形県、新潟県、群馬県、茨城県、栃木県、福島県(①を除く)における「業務A」または「業務B」の実績が1件以上ある。	① 5点 ② 3点
配置予定管理技術者の経験及び能力	業務遂行能力	(別記様式3) 平成28年度以降において完了した4(1)⑤に示す「業務A」または「業務B」(再委託による実績は含まない)の実績を下記のとおり評価する。 ①「業務A」及び「業務B」の実績がそれぞれ1件以上ある。 ②「業務A」の実績が1件以上ある。	① 5点 ② 2点
	地域精通度	(別記様式3) 平成28年度以降において完了した4(1)⑤に示す「業務A」または「業務B」(再委託による実績は含まない)の実績を下記のとおり評価する。 ① 福島県浜通り※1における「業務A」または「業務B」の実績が1件以上ある。 ② 宮城県、山形県、新潟県、群馬県、茨城県、栃木県、福島県(①を除く)における「業務A」または「業務B」の実績が1件以上ある。	① 5点 ③ 3点
企業の能力等	(別記様式6又は別記様式7) ※1 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価するものとし次に掲げる認定等の区分により加点を行う。 ※2 複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。		
	女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)	プラチナえるぼし	2点
		えるぼし3段階目	
		えるぼし2段階目	
		えるぼし1段階目	1点
行動計画			
次世代法に基づく認定(トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん	2点	
	くるみん(令和7年4月1日以降の基準)		
	くるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)		

	トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）	1点
	トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）	
	くるみん（平成29年3月31日までの基準）	
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	2点
評価点 合計		22点

- ※1 相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、富岡町、楡葉町、双葉町、大熊町、広野町、飯館町、川内村、葛尾村、いわき市をいう。
- ※2 女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）をいう。
- ※3 次世代法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※4 若者雇用促進法第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう

7 担当部署

(1) 契約関係及び令和7・8年度の競争参加資格について

〒970-8026 福島県いわき市平並木の杜2番地 63 PLAZA 2階
 独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部
 総務企画部 経理課 電話：0246-38-8165

(2) 申請書、資料及び技術提案書について

〒970-8026 福島県いわき市平並木の杜2番地 63 PLAZA 2階
 独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部
 福島復興支援部 双葉復興支援事務所まちづくり整備第1課（担当：佐藤）
 電話：0246-38-8067

8 参加表明書類の様式及び別紙2の交付期間、場所及び方法

(1) 交付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月15日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

(2) 交付場所及び方法

参加表明書類の様式または別紙2について必要な場合は、7（2）に記載する担当窓口に連絡を行うこと。

交付方法は、直接手渡しまたはEメールによるものとする。交付は、別添1「秘密保持に関する確認書」及び別添2「印鑑証明書」（3か月以内のものに限る）の提出

と引き換えとする。直接手渡しにて交付する場合、参加表明書については DVD-R ディスクにて交付し、別紙 2 については紙媒体にて交付とする。

受け取りに来る際には、当日だと交付が出来ない場合があるので、7（2）に記載する担当窓口の前日までに事前の連絡を行い、日時の調整を事前に行うこと。

9 参加表明書の提出等

(1) 参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。発注者は参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を選定する。

① 提出期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 4 月 15 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）

② 提出場所

7（2）に同じ

③ 提出方法

持参又は書留郵便による郵送とし、郵送した旨を上記 7（2）に必ず電話連絡すること。電送によるものは受け付けない。

④ 一般競争参加資格の認定を受けていない者の申請手続き

一般競争参加資格の認定を受けていない者も、次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4（1）①及び③から⑦までに掲げる事項を満たしているときは、令和 8 年 4 月 9 日（木）までに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・建設コンサルタント等）」を 7（1）に連絡のうえ、以下のとおり提出することを条件として選定する。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、技術提案書提出時までに上記 4（1）②に掲げる事項を満たしていなければならない。

申請手続期間：令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 4 月 9 日（木）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（但し、正午から午後 1 時の間は除く）。

申請方法：当機構 HP を参照。

(<http://www.ur-net.go.jp/order/info.html>)

(2) 参加表明書は、別記様式 1～別記様式 7 により作成すること。

(3) 参加表明書は、次に従い作成すること。なお、下記②及び③については、平成 28 年度以降（平成 28 年 4 月 1 日から参加表明書の提出期限まで）に業務が完了しているものに限り記載すること。

① 登録状況

参加表明時に当機構東日本地区（対象都道府県は東京都、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、山梨、長野、新潟、群馬、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富

山、石川の各県及び北海道)における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務(業種区分:調査)に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者及び申請している者は、別記様式1に登録番号を記載すること。

②業務の実績

4(1)⑤の実績を別記様式2に記載すること。様式1枚について、1件を記載すること。

③配置予定管理技術者の実績

4(1)⑦イの実績を別記様式3に記載すること。様式1枚について、1件を記載すること。

④配置予定管理技術者の資格

4(1)⑦ロの資格については、資格の保有を証する書類等の写しを提出すること。

⑤契約書の写し

上記②及び③の実績として記載した業務について、当該業務の業務名、履行期間、発注者、受注者、業務内容等業務の実績が確認できるもの(契約書、仕様書等)の写しを提出すること。これらに不足があると評価ができないため留意すること。

(4) その他

- ① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書は、返却しない。
- ③ 提出された参加表明書は、技術提案書提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期間以降における参加表明書の差替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先は、7(2)に同じ。

10 選定・非選定の通知

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点の高いものから原則3者選定する。
また、同点により3者以上となった場合は、該当者すべてを選定するものとする。参加表明者数が3者に満たない場合は表明者数とする。
- (2) 選定・非選定の結果は、令和8年4月28日(火)に通知する。選定しなかった者に対しては、非選定理由を付して通知する。
- (3) 選定しなかった旨の通知を受けた者は、発注者に対して非選定理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限

令和8年5月7日(木)午後5時

② 提出場所

7(2)に同じ

③ 提出方法

書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- (4) 発注者は、説明を求められたときは、令和8年5月12日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

11 技術提案書の提出要請

10(1)により選定した者には技術提案書の提出を要請する。(各選定者に提出要請書を送付。)

12 技術提案書に求める特定テーマ

【特定テーマ】下記について提案すること。

- (1) 原子力災害被災地において、復興拠点[※]となる産業団地を整備するための事業化検討の進め方・留意点を提案すること。

※復興拠点：居住人口がゼロとなった原子力災害被災地において、雇用創出により帰還・移住人口の増加や地域の再生に資する拠点

13 技術提案書の留意事項

- (1) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

発注者は、技術提案書を提出した者の中から見積合せを行う者を特定する。提出期間内に技術提案書が提出場所に到達しなかった場合は、特定されない。

① 提出期間

令和8年4月28日(火)から令和8年5月13日(水)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間は除く。)

② 提出場所

7(2)に同じ

② 提出方法

持参又は書留郵便による郵送とし、郵送した旨を上記7(2)に必ず電話連絡すること。電送によるものは受け付けない。なお、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(434円)の切手を貼った角2号封筒を参加表明書と併せて提出すること。

- (2) 技術提案書の作成方法

- ① 技術提案書は、別記様式8～別記様式10により作成すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

- ② 実施方針については、別記様式9に記載すること。片面1枚以内で作成すること。

- ③ 特定テーマについては、別記様式10に記載すること。特定テーマについて各片面1枚以内で作成すること(片面1枚を超える分は評価しない)。

- ④ 技術提案書の後ろに参考見積書（任意様式）を添付すること。
- ⑤ 技術提案書はクリップ止めとし、ホッチキス留めは行わないこと。

（３）技術提案書に関する留意事項

別記様式	内容に関する留意事項
（別記様式 9） 実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容を理解し、方針を立てるとともに取り組み体制について記載すること。 ・図表等を記載しても良い。
（別記様式 10） 特定テーマの技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・本説明書の 12 に示した特定テーマについて記載すること。 ・図面、表、既往成果等を記載しても良い。
（任意様式） 参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の参考見積を提出すること。 ・参考見積書については、業務規模に比して、著しく乖離していると考えられる場合は、妥当性について聴取することがある。

（４）技術提案書の無効

本業務は、簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きとして、技術提案書は調査、検討及び業務における取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又は本説明書の条件に適合しない技術提案書は無効とする場合があるので注意すること。

（５）その他

- ① 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 発注者は、提出された技術提案書を見積合せを行う者の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出期間以降における技術提案書の差替え及び再提出は認めない。
- ④ 技術提案書に関する問合せ先は、7（２）に同じ。

14 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
参加表明者の経験及び能力	経験・実績	（別記様式 2） 平成28年度以降において完了した 4（１）⑤に示す「業務A」または「業務B」（再委託による実績は含まない）の実績を下記のとおり評価する。 ① 「業務A」及び「業務B」の実績がそれぞれ 1 件以上ある。 ② 「業務A」の実績が 1 件以上ある。	① 5 点 ② 2 点

	地域精通度	<p>(別記様式2)</p> <p>平成28年度以降において完了した4(1)⑤に示す「業務A」または「業務B」(再委託による実績は含まない)の実績を下記のとおり評価する。</p> <p>① 福島県における「業務A」または「業務B」の実績が1件以上ある。</p> <p>② 宮城県、山形県、新潟県、群馬県、茨城県、栃木県、福島県(①を除く)における「業務A」または「業務B」の実績が1件以上ある。</p>	<p>① 5点</p> <p>② 3点</p>
配置予定管理技術者の経験	業務遂行能力	<p>(別記様式3)</p> <p>平成28年度以降において完了した4(1)⑤に示す「業務A」または「業務B」(再委託による実績は含まない)の実績を下記のとおり評価する。</p> <p>① 「業務A」及び「業務B」の実績がそれぞれ1件以上ある。</p> <p>② 「業務A」の実績が1件以上ある。</p>	<p>① 5点</p> <p>② 2点</p>
	地域精通度	<p>(別記様式3)</p> <p>平成28年度以降において完了した4(1)⑤に示す「業務A」または「業務B」(再委託による実績は含まない)の実績を下記のとおり評価する。</p> <p>① 福島県における「業務A」または「業務B」の実績が1件以上ある。</p> <p>② 宮城県、山形県、新潟県、群馬県、茨城県、栃木県、福島県(①を除く)における「業務A」または「業務B」の実績が1件以上ある。</p>	<p>① 5点</p> <p>② 3点</p>
実施方針	業務理解度	<p>(別記様式9)</p> <p>業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上のフロー及び配慮事項に関する的確に把握されている場合に優位に評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の把握 ・現地の現状の把握 ・業務目的の明示 ・業務内容に対応した業務実施フォロー 	10点
	取組体制	<p>(別記様式9)</p> <p>配置技術者の連携、人数、協力体制など業務を遂行するうえでの確かな体制が確保されている場合に優位に評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の取組体制 ・業務内容に対応した期間の明示 ・業務目的に対応した必要項目の明示 	10点

特定テーマの技術提案	<p>(別記様式 10)</p> <p>【特定テーマ】</p> <p>原子力災害被災地において、復興拠点※となる産業団地を整備するための事業化検討の進め方・留意点を提案すること。</p> <p>※復興拠点：居住人口がゼロとなった原子力災害被災地において、雇用創出により帰還・移住人口の増加や地域の再生に資する拠点</p> <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害被災地の地域特性を踏まえ、必要な着目点、問題点、解決方法等が記載されている場合に優位に評価する。 ・提案内容に説得力があり、提案内容を裏付ける事例等が明示されている場合に優位に評価する。 ・的確性及び実現性が高い提案となっている場合に優位に評価する。 	20点	
企業の能力等	<p>(別記様式 6 又は別記様式 7)</p> <p>※1 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価するものとし次に掲げる認定等の区分により加点を行う。</p> <p>※2 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。</p>		
	女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）	<p>プラチナえるぼし</p> <p>えるぼし 3段階目</p> <p>えるぼし 2段階目</p> <p>えるぼし 1段階目</p>	2点
	行動計画		1点
	世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業）	<p>プラチナくるみん</p> <p>くるみん（令和7年4月1日以降の基準）</p> <p>くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）</p>	2点
		<p>トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）</p> <p>トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）</p> <p>くるみん（平成29年3月31日までの基準）</p>	1点
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	2点	
	上記認定のいずれの認定も受けていない	0点	
	参考見積	<ul style="list-style-type: none"> ・指示した業務内容と大きく乖離しているか、提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。 <p>(積算の参考とするため、特定者に再度、見積もりを依頼する場合がある。)</p>	数値化しない
評価点 合計		62点	

※1 相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、富岡町、檜葉町、双葉町、大熊町、広野町、飯館町、川内村、葛尾村、いわき市をいう。

※2 女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）をいう。

※3 次世代法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 若者雇用促進法第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう

15 特定・非特定の通知

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、評価合計点が最上位である者、1者を特定する。
ただし、評価点合計が5割に満たない場合には特定しない。
- (2) 特定・非特定の結果は、令和8年5月20日(水)に郵送(同日発送)する書面により通知する。特定しなかった者に対して、非特定理由を付して通知する。
- (3) 特定しなかった旨の通知を受けた者は、発注者に対して非特定理由について、次に従い書面(書式は自由)により説明を求めることができる。

①提出期限

令和8年5月22日(金)午後5時

②提出場所

7(2)に同じ

③提出方法

書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- (4) 発注者は、説明を求められたときは、令和8年5月28日(木)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

16 説明書に対する質問

- (1) この説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、任意様式にて作成し、提出すること。

①提出期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月15日(水)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間は除く。)

②提出場所

7(2)に同じ

③提出方法

書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

- (2)(1)の質問書に対する回答書は、次のとおりメール送付する。

①期間

令和8年4月24日(金)から令和8年6月1日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時の間は除く。)

なお、閲覧する際には、当日だと閲覧が出来ない場合があるので、7(2)に記

載する担当窓口に前日までに事前の連絡を行い、日時の調整を事前に行うこと。

②場所

7（2）に同じ

17 見積合せの日時と場所及び見積書の提出方法

（1）日時

令和8年6月2日（火） 午前10時（予定）

（2）場所

7（1）に同じ

（3）提出方法

見積書は持参、又は郵送も可とする。郵送は、書留郵便とし、同日同時刻必着とする。この場合、封緘した見積書を別封筒に入れ、7（1）宛てに送付すること。電送によるものは受け付けない。また、見積参加者の立会は求めない。なお、天変地異その他の理由により見積合せの執行を延期し、停止し、又は中止することができるものとする。

18 契約保証金 免除

19 契約の無効

掲示文兼説明書に示した特定されるために必要な要件のない者の契約、参加表明書に虚偽の記載をした者の契約は、無効とする。

なお、発注者により特定された者であっても、契約の時に於いて指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他の契約の時に於いて上記4に掲げる要件のない者は、特定されるために必要な要件のない者に該当する。

20 手続における交渉の有無 無

21 契約書作成の要否等 要

業務請負契約書により契約書を作成し、電子署名を用いた電子契約（以下「電子契約」という。）又は紙契約方式によって締結するものとする。

なお、電子契約による契約締結については、次に定めるとおりとする。

- ① 発注者が指定する電子契約サービス※1で行うものとし、受注者が利用する電子契約サービスによる電子契約は不可とする。
- ② 入札参加者は申請書の提出とあわせて別添4の「電子契約方式確認書」を発注者に提出すること。ただし、紙契約方式での契約締結を希望する場合は、当該確認書においてその旨を明らかにすること。

- ③ 電子契約サービスを利用する場合、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管※2を自らの責任において行うことについて了承の上、電子契約手続きを行うこととする。また、当機構とクラウドサインの契約期間（令和11年3月31日まで）満了後、クラウドサイン上で契約書を確認することができないため、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管は上記の契約期間満了前までに行うこととする。

※1 当該サービスは、両者が合意・承諾した文書に当該事業者名義で電子ファイルに電子署名とタイムスタンプを施す「立会人型電子契約サービス」のクラウドサインとする。なお、手続きの詳細及びマニュアルについては機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程 から参照すること。

URL：<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>

※2 電子帳簿保存法に対応した保管とは、以下の要件を満たして保管する運用である。

- ・ 真実性の確保
- ・ 関係書類の備付
- ・ 見読可能性の確保
- ・ 検索機能の確保

詳細については、以下のクラウドサインホームページを参照すること。

URL：<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348>。

標準契約書（業務請負契約書）については、機構ホームページで閲覧すること。

(<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>)

22 支払い条件

前金払 30%以内、部分払 4回まで及び完成払

23 使用印鑑届及び年間委任状の提出について

参加表明書の提出時に、「使用印鑑届」及び「年間委任状」を提出すること。令和7年4月1日以降に当機構に提出済みの場合は、再度提出する必要はない。ただし、代表者の変更等記載内容等に変更があれば再度提出が必要となる。なお、提出場所は、7（1）に同じ。

様式については、下記機構ホームページよりダウンロードのこと。

(<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>)

24 関連情報を入手するための照会窓口

7に同じ

25 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意のうえで、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている
- ②当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職している

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに工事、事業又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構 OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満、又は3分の2以上
- ④1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供する情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構 OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名)
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

26 その他

- (1) 参加表明者は本説明書を遵守すること。

- (2) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 特定された者は参加表明書に記載した配置予定主任技術者を当該業務に配置すること。
- (4) 業務請負締結時に、「個人情報等の保護に関する特約条項」、「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を同日付で締結するものとする。
なお、「個人情報の保護等に関する特約条項」及び「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」は機構ホームページで閲覧すること。
(<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>)
- (5) 本業務は、業務成績評定対象業務であり、業務完了後に業務成績評定点を通知、公表する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

以 上

令和 年 月 日

令和 8 年度双葉町大字長塚・中野における事業化検討等業務

秘密保持に関する確認書（案）

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部

総務企画部長 江坂 泰幸 殿

所在地

事業実施団体名

代表者氏名

実 印

当社は、「令和 8 年度双葉町大字長塚・中野における事業化検討等業務」の簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きに参加するために必要となる自らの調査・検討（以下「本件検討」という。）を行うことを目的として、貴機構から「令和 8 年度双葉町大字長塚・中野における事業化検討等業務」により開示される情報について、以下の条項に従い取り扱うことを確認します。

- 1 当社は、本件検討に関し貴機構から開示される「別紙 2 対象地区位置図」（以下「秘密情報」という。）について、その秘密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
- 2 当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に使用しません。また、本確認書の存在及び内容並びに本件検討に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても機密情報として取り扱い、本確認書に定める秘密保持義務を負うものとします。
- 3 当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして秘密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合については、この限りではありません。
 - （1）司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続き、指導、要求等により秘密情報の開示を請求された場合
 - （2）本件検討のために必要な当社、当社の関連会社又は本件に係る共同事業体等の役員及び従業員に秘密情報を開示する場合
- 4 次に記載する情報については、本確認書に定める秘密情報に該当しないものとします。
 - （1）貴機構より開示された時点で、既に公知の情報
 - （2）貴機構より開示された時点で、既に当社が所有していた情報
 - （3）貴機構より開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報

- (4) 貴機構に対して秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報
- 5 当社は本件検討が終了した場合又は本件検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された秘密情報を直ちに貴機構に返還し、又は破棄するものとします。
 - 6 当社が、本確認書に違反した結果、貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。
 - 7 当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。
 - 8 本確認書の有効期限は、提出日より1年間とします。

以 上

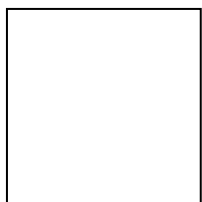
※本確認書を提出の際は、以下の書類を添付すること。

- 印鑑証明書（3か月以内の原本に限る。）

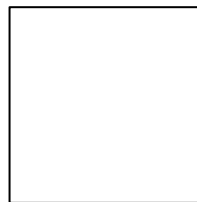
令和8年4月1日以降、使用印鑑届又は年間委任状を当機構東北震災復興支援本部に提出済みの場合、印鑑証明書の添付は不要とする。ただし、代表者の変更等がある場合、印鑑証明書を添付するものとする。

使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部 御中

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部 御中

(委任者) 住所
 商号又は名称
 氏名 印

(受任者) 住所
 商号又は名称
 氏名 印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部の発注する、〔建設工事、建設コンサルタント等業務、物品役務〕に関し、下記の通り権限を委任します。

1 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

代理人（受任者） 使用印鑑	
------------------	--

注1 年間委任を届け出る機構の本支社、事務所ごとに作成し、提出すること。

注2 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

電子契約方式確認書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部

総務企画部長 江坂 泰幸 殿

住所※

商号又は名称※

代表者氏名※

※契約書の署名欄に記載する住所、商号又は名称及び代表者名を記入すること

案件名称：

機構が指定する電子契約サービスによる契約締結の可否：可/不可（紙契約方式）

（電子契約可の場合、以下記入）

電子契約手続を行う方

（メールアドレスを複数用意できない場合等を除き、原則 2 名記載）

【承認権限者※¹】

社名：

部署・役職：

氏名：

メールアドレス：

電話番号：

【最終承認権限者※²】

社名：

部署・役職：

氏名：

メールアドレス：

電話番号：

※1 機構からの契約締結依頼を当初に受信する方

※2 契約手続について最終的な承認を行う方

J Vにより契約を締結する場合は構成員の契約を行う方を以下に記載

【承認権限者①】

社名：

部署・役職：

氏名：

メールアドレス：

電話番号：

【最終承認権限者②】

社名：

部署・役職：

氏名：

メールアドレス：

電話番号：

【留意事項】

電子契約サービスを利用する場合、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管を行うことについて了承の上、電子契約手続きを行うこととする。

※電子帳簿保存法に対応した保管とは、以下の要件を満たして保管する運用である。

- ・ 真実性の確保
- ・ 関係書類の備付
- ・ 見読可能性の確保
- ・ 検索機能の確保

詳細については、以下のクラウドサインホームページを参照すること。

<https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348>

本競争に必要な「測量」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

申請中⇒新規又は更新

工種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出し、登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

参加表明書

令和 8 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部
総務企画部長 江坂 泰幸 殿

（提出者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

連絡先 部署

担当者名

電話／ファクシミリ

E-mail

令和 8 年 4 月 1 日付で手続開始の掲示のありました「令和 8 年度双葉町大字長塚・中野における事業化検討等業務」に係る技術提案書の特定に参加を希望します。

なお、掲示文兼説明書 4（1）①及び⑥に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

・参加表明者の平成26年度以降に完了した業務実績

提出者： _____

業務名	
業務対象事業	
対象事業の所在地	
履行期間	
発注機関名 (担当部局) 住所 TEL	
業務の概要	

注1) 記入に際しては本様式1枚につき1件を記載すること。なお、記載した業務に係る契約書(仕様書を含む)の写し等を添付すること。(履行場所を証する書類の写しを含む)

これらに不足があると評価ができないため留意すること。

・配置予定管理技術者の資格及び経歴等

提出者： _____

① 氏 名					
② 所属・役職					
③ 資格取得年月日					
業務経歴（平成25年度以降に完了）	会社名	所属	役職	従事期間	従事内容
	業務名				
	業務対象事業				
	対象事業の所在地				
	履行期間				
	発注機関名 (担当部局)				
	業務の概要				

注1) 記入に際しては本様式1枚につき1件記載すること。なお、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。これらに不足があると評価ができないため留意すること。

注2) 4 (1) ⑦ロの資格を有することを証する書類の写し等を添付すること。

注3) 雇用関係を確認するための書類（健康保険証等の写し含む）を添付すること。

別記様式 4

・配置予定管理技術者の手持ち業務の状況（令和8年 月 日現在）

提出者： _____

業務名	業務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計)

提出者： _____

・業務実施体制（1）

分担業務の内容	備 考

注1) 業務の分担について記載するものとする。(業務の分担を行わない場合は記載する必要はない)

注2) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合は、備考欄にその旨を記載すると共に、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・業務実施体制（2）

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	配置予定人数 人		

担当技術者名 (予定)	所属・役職	資格	担当する分担業務の内容 (予定)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別記様式7の様式を使用すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況
(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん認定」に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】

技 術 提 案 書

業務名称：令和 8 年度双葉町大字長塚・中野における事業化検討等業務

標記業務に係る技術提案書を提出します。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部

総務企画部長 江坂 泰幸 殿

(提出者) 住 所

名 称

代表者名

【返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（434 円）の切手を貼った角 2 号封筒を技術提案書と併せて提出してください。】

特定されなかった技術提案書の返却を希望する場合には、その旨を下欄に明記してください。なお、返却を希望する旨の記載がない場合は、返却要請の意思がないものとみなします。

返却希望	有	無
------	---	---

・技術提案書（実施方針）

※ A 4 判片面 1 枚以内で記述すること。（規定枚数を超える分は評価しない。）

提出者：

注 1) 図表等を記載してもよい。

注 2) 文字サイズは 10 ポイント以上とする。

・技術提案書（特定テーマの技術提案）

※A 4判片面1枚以内で記述すること。（1枚を超える分は評価しない。）

提出者：

注1) 図表等を記載してもよい。

注2) 文字サイズは10ポイント以上とする